

求人者・求職者の皆様へ

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	【一定額】 <u>1,000円</u> 手数料負担者は、【求人者】とします。
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】	【成功報酬】 ※期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書又は雇用契約書等に記載されている額）の <u>40%</u> ※期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（更新又は再契約により雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書又は労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%</u> 手数料負担者は、【求人者】とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	【成功報酬】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書又は雇用契約書等に記載されている額）の <u>40%</u> 手数料負担者は、【求人者】とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓並びに調査・探索	【着手金】 <u>100,000円</u> 【活動1日当たり】 <u>20,000円</u> 【成功報酬】 ※期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書又は雇用契約書等に記載されている額）の <u>40%</u> ※期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（更新又は再契約により雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書又は雇用契約書等に記載されている額）の <u>40%</u> 手数料負担者は、【求人者】とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【着手金】 <u>50,000円</u> 【活動1日当たり】 <u>20,000円</u> 【成功報酬】 ※期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書又は雇用契約書等に記載されている額）の <u>40%</u> ※期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（更新又は再契約により雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書又は雇用契約書等に記載されている額）の <u>40%</u> 手数料負担者は、【関係雇用主】とします。

* 上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

有料職業紹介事業許可番号：27-コ-303364

事業所所在地：大阪府東大阪市長堂三丁目7番10号荻田第2ビル401号室

事業所名称：トビコウ国際株式会社